

変成器付電気計器と計器用変成器の分離検定による
合番号管理の簡素化に関する検討報告書

平成 21 年 3 月

電気計器技術課題等研究会

目 次

| | | |
|------|---|----|
| 1 | はじめに | 3 |
| 2 | 背景 | 3 |
| 3 | 特定検定とは | 3 |
| 4 | 検討課題 | 5 |
| 5 | 調査及び検討結果 | 5 |
| 5. 1 | 変成器付電気計器（普通電力量計類）と計器用変成器 （定格一次電圧 6,600(V)， 定格一次電流 20(A)及び 50(A)） の組み合わせの実態調査 | 5 |
| 5. 2 | 変成器付電気計器（普通電力量計）と計器用変成器 （変流器のみ：定格一次電流 150～750(A)）の組み合わせの実態調査 | 7 |
| 5. 3 | 変成器付電気計器（精密電力量計で電子式に限る）と計器用変成器 （定格一次電圧 6,600(V)， 定格一次電流 100～750(A)） の組み合わせの実態調査 | 8 |
| 6 | 器差，合成誤差，総合誤差の限度 | 9 |
| 7 | 特定検定の範囲拡大の対象器種及び負担の範囲 | 10 |
| 7. 1 | 変成器付電気計器（普通電力量計）と計器用変成器 （変流器のみ：定格一次電流 150～800(A)）の組み合わせ | 10 |
| 7. 2 | 変成器付電気計器（精密電力量計類）と計器用変成器 （定格一次電圧 6,600(V)， 定格一次電流 100～750(A)）の組み合わせ | 11 |
| 8 | 電力地区ごとで取り決める事項 | 12 |
| 9 | おわりに | 13 |

1 はじめに

電気計器技術課題等研究会は、経済産業省資源エネルギー庁の指導の下、日本電気計器検定所において学識経験者、電気事業者、製造事業者、修理事業者等の関係者の協力により平成17年9月に設置された研究会で、ユニット式電力量計の実用化に向けた課題、計器用変成器の有効期間に関する検討など、電気計器に係る要望等について、適正な計量の実施を確保する観点から、技術的な見地により妥当性等の検討を進めてきた。

本報告書は、計量法で規定する変成器付電気計器検査において、昭和61年4月より運用を開始したいわゆる特定検定（変成器付電気計器の群と計器用変成器の群の組み合わせにより検定する）について、さらに効率的な運用を図ることを目的として、その取り扱い対象器種を変成器付電気計器群（普通級）と低圧変流器群による組み合わせ、変成器付電気計器群（精密級、ただし、電子式に限る）と6,600(V)級計器用変成器群による組み合わせにまで範囲を広げて運用することが可能か検討し、その検討結果を取りまとめたものである。

2 背景

変成器付電気計器のうち、普通電力量計類と6,600(V)級計器用変成器の組み合わせは、使用数も多く、また、変成器付電気計器、計器用変成器のいずれもその性能は向上し、安定したものとなっているところから、計器管理業務、検定業務等の省力化を図るため、昭和49年10月から昭和50年10月まで計量行政審議会電気計器分科会において分離して検定を行う方法（特定検定）について検討が行われ、昭和51年12月には同審議会から実態に即した合理的改善の必要を指摘した答申がなされた。

これにより当時の通商産業省資源エネルギー庁公益事業部技術課から関係者に、現行法の運用で特定検定を実施する方法を検討するよう指示があった。

昭和53年8月に提示された電気事業連合会、社団法人日本電気計測器工業会、計器工業協議会及び日本電気計器検定所による検討結果とこれに対する公益事業部の見解に基づいて、日電検では「特定検定」として実質的に電気計器と変成器とは分離して検定を実施できるよう「特定検定実施要領」を作成して態勢を整備し、前記4事業者による合意が得られたことから、昭和61年4月より前記電力量計等と計器用変成器についてそれぞれの組み合わせを管理するための合番号を一对一の個別管理から群管理するという運用方法を導入し実施してきた。

3 特定検定とは

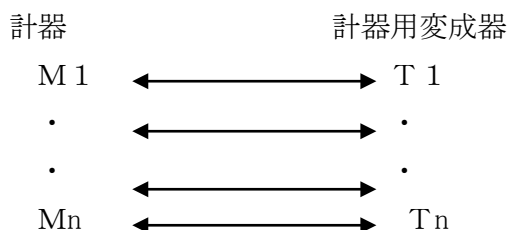
特定検定とは、変成器付電気計器と計器用変成器が一对一の組み合わせを指定した検定検査（いわゆる一般検定）とは異なり、変成器付電気計器の群と計器用変成器の群の組み合わせを指定した変成器付電気計器検査のことをいう。

変成器付電気計器の群とは、表記された変成比が同一である変成器付電気計器の集

まりをいい、計器用変成器の群とは、表記された定格値が同一である計器用変成器の集まりをいう。一般検定との違いは下記のようなになる。

(1) 一般検定 (変成器付電気計器と計器用変成器の個別の組合せにより検定する)

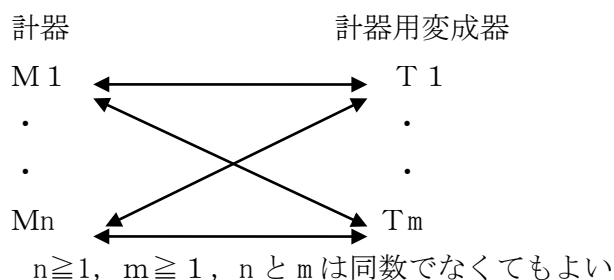
変成器付電気計器と計器用変成器は組み合わせを指定して使用する



- ・ 組み合わせは変成器付電気計器と計器用変成器で一意に決定する。
- ・ 総合誤差は組み合わせにより一意に決定する。

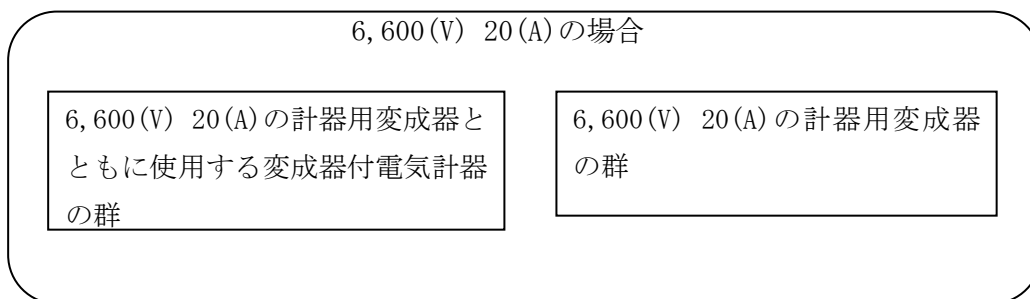
(2) 特定検定

変成器付電気計器の群と計器用変成器の群の組み合わせを指定して使用する



- ・ 組み合わせは群同士の任意。
- ・ 総合誤差は一意に決定しないが、変成器付電気計器の器差及び変成器の合成誤差を検則の規定より厳しくすることにより、それぞれの群中からのどの組合せをとっても、その総合誤差が検則の規定を満たすものである。

群の組み合わせ例



4 検討課題

特定検定の範囲拡大を検討するにあたっては、変成器付電気計器の群と計器用変成器の群による組み合わせにより運用している高圧普通級の実施状態（器差分布，合成誤差分布，総合誤差分布等）が適切であることの確認が必要であるとの考えから，現状の実態調査を行うとともに，範囲拡大対象器種の変成器付電気計器及び計器用変成器の実態調査を行い，範囲拡大の実施に向けて以下の調査，検討を行うこととした。

- (1) 現在運用している高圧普通級（6,600(V) 20(A)，6,600(V) 50(A)）の実態調査（器差，合成誤差，総合誤差）
- (2) 特定検定の範囲拡大予定対象器種の実態調査
- (3) 限度値
- (4) 特定検定の範囲拡大の対象器種及び器物番号の表記
- (5) 合番号の取り決め
- (6) 本体識別
- (7) 各地区で取り決める基本的事項

5 調査及び検討結果

5.1 変成器付電気計器（普通電力量計類）と計器用変成器（定格一次電圧 6,600(V)，定格一次電流 20(A)又は 50(A)）の組み合わせの実態調査

群管理による運用方法で適正な管理が行われていることを再確認するとともに，より効率的な運用方法や適正な計量の実施を確保するのに必要な事項の有無を検証するため，現在運用を行っている高圧普通級についての実態を調査した。その結果は以下のとおりである。

- (1) 調査範囲
各電力エリアにて実施している特定検定の取り扱い品を対象とした。
- (2) 資料の抽出方法
対象期間 過去2年間の検定検査実績とした。
抽出方法 電力エリアごとに合格したものの中から，電子式計器 20/5(A)を 50台，50/5(A)を 50台，計器用変成器 6,600(V)/110(V) 20/5(A)を 50台，6,600(V)/110(V) 50/5(A)を 50台，それぞれ無作為に抽出した。ただし，50台に満たない電力エリアもある。
- (3) 調査内容
計器器差 申請され合格した計器の器差分布を調査した。
合成誤差 申請され合格した計器用変成器の合成誤差の分布を調査した。
総合誤差 抽出した計器と計器用変成器のすべての組み合わせについて算出し分布を調査した。

(4) 調査結果

器差, 合成誤差及び総合誤差の分布状況

ばらつき

計器器差の標準偏差 (1σ) は約 0.2, 計器用変成器の合成誤差の標準偏差 (1σ) は約 0.1 であり, 製品の製造, 修理された変成器付電気計器の品質管理は一定の水準にあると判断できる。

分布の傾向

計器器差 0 (ゼロ) からマイナス側に分布していた。

合成誤差 プラス側に分布していた。

(主に申請されている電子式計器の実負担の値は, 申請負担条件より小さくなる傾向にあるため, さらに若干プラス側にシフトすると考える。)

総合誤差 若干プラス側に偏った分布であった。

(5) 調査結果から

変成器付電気計器及び計器用変成器の性能は現状のもので十分と思われる。

各地区で取り決めた申請負担では計器用変成器の合成誤差が若干プラス側に分布しているため, 計器をマイナス側に調整することで運用を開始しており, その運用が継続されていることが確認できた。ただし, 運用開始当初は, 機械式計器が主流であったが, 現在は電子式計器が主流となっており, 計器用変成器に対する二次負担 VA が軽くなっているため, 計器用変成器の特性から合成誤差がプラス側に若干シフトしているものと考えられる。したがって, 計器器差の調整値については, 今後とも継続的な調査を行い, 総合誤差の管理を行っていく取り組みが必要であると考え。

5. 2 変成器付電気計器（普通電力量計）と計器用変成器（変流器のみ：定格一次電流 150～750(A)）の組み合わせの実態調査

(1) 調査範囲

各電力エリアで取り扱っている統一負担扱いの変成器付電気計器（普通電力量計）とその付属品として提出された低圧用変流器を対象とした。

注) 統一負担とは、日電検の支社・事業所ごとに計器用変成器と変成器付電気計器の組み合わせによる申請負担の条件を取り決め変成器付電気計器検査を行う取り扱いをいう。

(2) 資料の抽出方法

対象期間 過去2年間の検定検査実績とした。

抽出方法 電力エリアごとに対象としたい変成器付電気計器（普通電力量計）及び付属品として提出された計器用変成器において合格したものの中から50組を無作為に抽出した。ただし、器種によっては50組に満たないものもある。

(3) 調査内容 計器器差，合成誤差

計器器差 申請され合格した計器の器差分布を調査した。

合成誤差 申請され合格した計器用変成器の合成誤差の分布を調査した。

(4) 調査結果

器差及び合成誤差の分布状況

ばらつき

計器器差の標準偏差（ 1σ ）は約0.3，計器用変成器（変流器）の標準偏差（ 1σ ）は約0.2であった。調査した変流器はJIS C 1736:2000で規定する1.0級のものであり，一般検定に用いる変流器としては十分な性能であった。ただし，特定検定の対象とするために，「6 器差，合成誤差の限度」の「表3 計器用変成器の合成誤差の限度」を適用すると，使用負担の条件により一部の器種において限度を満足していないものがあることが分かった。

分布の傾向

計器器差 総じてマイナス側に分布していた。

合成誤差 プラス側に大きく偏る分布であった。

(5) 調査結果から

調査の結果，一部器種については現行の特定検定の基準を満足しないものがあることが判明したが，大半のものが基準を満足しており，特定検定の範囲対象とすることは可能であると判断できる。

ただし，今回調査した計器用変成器（変流器のみ：定格一次電流 150～750(A)）においては，その誤差の分布が使用負担条件からプラス側に偏っているが，これは総合誤差の分布がゼロを中心にしたものとするために，電力エリアごとに決定する

使用負担条件に合わせて、計器製造事業者及び修理事業者において変成器付電気計器の器差を、合成誤差を加味した調整としており、今後関係者間にて器差、合成誤差及び総合誤差の分布状態を適宜調査するものとする。

5.3 変成器付電気計器（精密電力量計で電子式に限る）と計器用変成器（定格一次電圧 6,600(V)，定格一次電流 100~750(A)）の組み合わせの実態調査

(1) 調査範囲

各電力エリアで統一負担扱いの変成器付電気計器（精密電力量計で電子式に限る）とその付属品として提出された計器用変成器（定格一次電圧 6,600(V)，定格一次電流 100~750(A)）を対象とした。

(2) 資料の抽出方法

対象期間 過去2年間の検定検査実績とした。

抽出方法 電力エリアごとに対象となる変成器付電気計器（精密電力量計で電子式に限る）及び付属品として提出された計器用変成器において合格したものの中から定格電流ごとに50組を無作為に抽出した。ただし、50組に満たないものもある。

(3) 調査分類

調査内容 計器器差，合成誤差

計器器差 申請され合格した計器の分布を調査した。

合成誤差 申請され合格した計器用変成器の合成誤差の分布を調査した。

(4) 調査結果

誤差，器差のばらつき及び分布状況

ばらつき

計器器差の標準偏差(1 σ)は約0.2，計器用変成器については標準偏差(1 σ)が約0.1であった。変成器付電気計器（精密電力量計で電子式に限る）及び計器用変成器ともに，一部の器種においてばらつきが大きなものがみられた。

分布の傾向

計器器差 ゼロ近辺に分布していた。

合成誤差 プラス側に偏る分布であった。

(5) 調査結果から

変成器付電気計器（精密電力量計で電子式のものに限る）及びそれとともに使用される計器用変成器を特定検定で運用するにあたっては、「6 器差，合成誤差の限度」の「表3 計器用変成器の合成誤差の限度」を適用すると，一部器種については基準を満足しないものがあることが判明したが，大半のものが基準を満足しており，特定検定の範囲対象とすることは可能であると判断できる。

6 器差, 合成誤差の限度

特定検定では, 同一定格の変成器付電気計器群と表記された変成比が同一である計器用変成器群とを組み合わせるため, それぞれの群における器差, 合成誤差のあらゆる組み合わせにおいても検定公差(総合誤差)内であることが必要であり, 一般検定の器差, 合成誤差の限度より厳しい限度が要求される。

現在, 特定検定として運用している高圧普通級における限度や実態調査の結果を踏まえて, 表1に示す特定計量器検定検査規則で定める公差を満足するためには, 変成器付電気計器の器差の限度及び計器用変成器の合成誤差の限度を次のようにすることが妥当であると判断した。

表1 特定計量器検定検査規則で定める公差(総合誤差の限度)

| 試験点 | | 公差(%) | |
|-----|----------------------|-------|------|
| 力率 | 負荷電流 (定格電流に対する割合) | 計器の種類 | |
| | | 普通計器 | 精密計器 |
| 1 | 1/1 | ±2.0 | ±1.2 |
| | 1/2 | | |
| | 1/5 | — | |
| | 1/20 | ±2.0 | ±1.8 |
| 0.5 | 1/1 | ±2.5 | ±1.3 |
| | 1/2 | — | |
| | 1/5 | ±2.5 | |
| | 1/10 | — | ±2.0 |

表2 変成器付電気計器の器差の限度

| 試験点 | | 限度値(%) | |
|-----|----------------------|--------|------|
| 力率 | 負荷電流 (定格電流に対する割合) | 計器の種類 | |
| | | 普通計器 | 精密計器 |
| 1 | 1/1 | ±1.4 | ±0.6 |
| | 1/2 | | |
| | 1/5 | — | |
| | 1/20 | ±1.4 | ±1.2 |
| 0.5 | 1/1 | ±1.6 | ±0.6 |
| | 1/2 | — | |
| | 1/5 | ±1.6 | |
| | 1/10 | — | ±1.2 |

表3 計器用変成器の合成誤差の限度

| 試験点 | | 限度値 (%) | |
|-----|----------------------|---------|------|
| 力率 | 負荷電流 (定格電流に対する割合) | 計器の種類 | |
| | | 普通計器 | 精密計器 |
| 1 | 1/1 | ±0.6 | ±0.6 |
| | 1/2 | | |
| | 1/5 | — | |
| | 1/20 | ±0.6 | |
| 0.5 | 1/1 | ±0.9 | ±0.7 |
| | 1/2 | — | |
| | 1/5 | ±0.9 | |
| | 1/10 | — | ±0.8 |

なお、一般検定では計器との組み合わせが変流器だけのときは、合成誤差の限度を1.5倍とすることができるとしているが、特定検定では適用しない。

7 特定検定の範囲拡大の対象器種及び負担の範囲

7.1 変成器付電気計器（普通電力量計）と計器用変成器（変流器のみ：定格一次電流150～800(A)）の組み合わせ

今回、計器用変成器（変流器のみ）の定格一次電流が150(A)、200(A)、300(A)、400(A)、500(A)、750(A)のものを対象として調査を実施した。調査した結果、器種ごとに偏りがみられるものの、ばらつきは小さなものであり、前項「6 器差、合成誤差の限度」の「表2 変成器付電気計器の器差の限度」及び「表3 計器用変成器の合成誤差の限度」の基準を満足することは可能であると考えられることから、新たに次のものを特定検定の範囲とし、以下の条件を満足するものを取り扱い対象器種とする。なお、一次定格電流800(A)の変流器については今回実態調査を行わなかったが、十分な性能を有することが確認できるものについては同様な扱いができるものと判断した。

- (1) 配電方式は単相2線式、単相3線式及び三相3線式で、1回路のものであること。
- (2) 単相3線式及び三相3線式の変成器付電気計器と組み合わせる変流器は、1側及び3側の変流器の組み合わせが管理できるものであること。
- (3) 変成器付電気計器で単相2線式の定格電圧は100(V)及び200(V)、単相3線式の定格電圧は100(V)、三相3線式の定格電圧は200(V)とし、定格電流は5(A)の普通電力量計であること。
- (4) 組み合わせる計器用変成器は変流器のみで定格一次電流が150～800(A)のいずれかの単一定格であること。

- (5) 器物番号は、群の組み合わせの指定が識別できるものとし、銘板に表記する。なお、定格一次電流が同じで定格負担が異なるものは合わせて識別できる表記とし、銘板のほかに計器用変成器本体にも識別できる表示をする。また、組み合わせる計器にも器物番号を表記する。なお、今後変成器付電気計器の低負担化が進み、定格負担が小さい変流器の導入が行われた場合は、定格負担の識別記号を順位追加していくものとする。また、合番号は器物番号の前に各地区の略称を付すものとする。

表4 器物番号

| 定格負担 (VA) | 識別 記号 | 配線方式 | 識別 記号 | 定格一次電流 (A) | 識別 記号 |
|--------------|----------|--------------|----------|---------------|----------|
| 15 | 1 | 単相 2 線式 100V | 0 | 150 | 15 |
| 10 | 2 | 単相 2 線式 200V | 1 | ～ | ～ |
| 5 | 3 | 単相 3 線式 100V | 2 | 800 | 80 |
| | | 三相 3 線式 200V | 3 | | |

定格一次電流の識別記号は定格電流値の下一桁を除いた上位二桁を識別記号とする。

例 定格負担 5(VA)，単相 2 線式 100(V)，定格一次電流 150(A) の場合

器物番号 30□15 合番号 東□30□15

定格負担 15(VA)，単相 3 線式 100(V)，定格一次電流 500(A) の場合

器物番号 12□50 合番号 東□12□50

※ □はスペースを表す

- (6) 使用負担の範囲の決め方は JIS C 1736(2003)の附属書 2 で規定される式により求めるものとし、 $\Delta_{\varepsilon t}$ は附属書 2 表 1 中の普通級の変流器のみのも値を用い、求めた負担の範囲の上限は定格負担(VA)までとし、下限は 0(VA)とする。

なお、総合誤差の分布を理想的に維持するため、引き続き関係者間で努力していくものとする。

7. 2 変成器付電気計器（精密電力量計で電子式に限る）と計器用変成器（定格一次電圧 6,600(V)，定格一次電流 100～750(A)）の組み合わせ

今回の調査では計器用変成器の定格一次電圧は 6,600(V)，定格一次電流は 100(A)，200(A)，300(A)，400(A)，500(A) のものを対象として実施した。調査した結果、計器用変成器の器種ごとに合成誤差の偏りが見られるものの、ばらつきは小さなものであり、前項「6 器差，合成誤差の限度」の「表 2 変成器付電気計器の器差の限度」及び「表 3 計器用変成器の合成誤差の限度」の基準を満足することは可能であると考えられることから、以下の条件を満足するものを取り扱い対象器種とする。

- (1) 配電方式は三相 3 線式で、1 回路のものであること。
- (2) 変成器付電気計器の定格電圧は 110(V)、定格電流は 5(A)の精密電力量計で電子式のものとし、機械式のもの対象としない。
- (3) 計器用変成器は計器用変圧変流器で変圧器部分の定格一次電圧が 6,600(V)、変流器部分の定格一次電流が 100~750(A)のいずれかの単一定格のもので、同一の定格負担のものであること。
- (4) 器物番号は、群の組み合わせの指定を識別できるものとし、銘板に表記する。また、計器用変成器本体には器物番号のほかに識別できる表示をする。なお、組み合わせる変成器付電気計器にも器物番号を表記する。また、合番号は器物番号の前に各地区の略称を付すものとする。

表 5 器物番号

| 配線方式 | 識別記号 | 定格一次電流 (A) | 識別記号 |
|----------------|------|---------------|------|
| 三相 3 線式 6,600V | 6 | 100 | 100 |
| | | ~ | ~ |
| | | 750 | 750 |

定格一次電流の識別記号は定格電流値を識別記号とする。

例 定格一次電流 200(A)の場合

器物番号 6□200 合番号 札□6□200

定格一次電流 500(A)の場合

器物番号 6□500 合番号 札□6□500

※ □はスペースを表す

- (5) 使用負担の範囲の決め方は JIS C 1736(2003)の附属書 2 で規定される式により求めるものとし、 $\Delta \varepsilon t$ は附属書 2 表 1 中の精密級の値を用い、求めた負担の範囲の上限は定格負担 (VA) までとし、下限は 0 (VA) とする。

なお、総合誤差の分布を理想的に維持するため、引き続き関係者間で努力していくものとする。

8 電力地区ごとで取り決める事項

特定検定の取り扱い範囲を拡大し、運用を円滑に実施するには、本報告書を基に改正される「特定検定実施要領」に規定される原則を遵守するとともに、電力地区ごとに使用実態に沿って、下記事項について関係者間で協議する必要がある。

- (1) 対象範囲

変流器（計器用変圧器は用いない：低圧用変流器）、計器用変圧変流器の定格値（電圧（変流器のみの場合は除く。）、電流、負担 (VA)）

- (2) 対象とする変流器，計器用変圧変流器の型名
変流器（低圧用変流器）は，単相 3 線式及び三相 3 線式においては，1 側及び 3 側の変流器の組み合わせが管理できるものであること。
変圧変流器（高圧精密級）に限る。
- (3) 対象とする変成器付電気計器の型名，型式承認番号
計器用変圧変流器とともに用いる計器は精密電力量計で電子式のものに限る。
- (4) 申請負担の条件の統一
将来採用される変成器付電気計器においても条件の変更を伴わないことが望ましい。
- (5) 負担の範囲を決定する係数 δ の決定
 - ・「JIS C 1736(2003)附属書 2 の 1 “変流器の使用負担の範囲の決め方”」で用いる δ の値とする。
 - ・「JIS C 1736(2003)附属書 2 の 2 “計器用変圧器の使用負担の範囲の決め方”」で用いる δ の値とする。
- (6) 接続導線の種別
径，長さ，長さの変更可能範囲，本数（単相 3 線式，三相 3 線式においては 3 本又は 4 本の何れかに統一）。
- (7) 器物番号等の表示方法（計器用変成器の銘板，変成器付電気計器の補助銘板）
- (8) 特定検定以外との識別方法
器物番号以外に明確に特定検定対象と分かる識別方法とする。
- (9) その他必要な実施運用細目

9 おわりに

特定検定の取り扱い，昭和 61 年 4 月に高圧普通級の一部についてその運用を開始し，今回の実態調査においてその運用が適切に管理されていることが確認された。

現行の特定検定の運用が適正に実施されているという前提で，今回の調査・検討により変成器付電気計器（普通電力量計）群と変流器群（計器用変圧器との組み合わせは対象としない低圧用変流器：定格一次電流 150～800(A)）との組み合わせ及び変成器付電気計器（精密電力量計で電子式のものに限る）群と計器用変成器（計器用変圧変流器：定格一次電圧 6,600(V)，定格一次電流 100～750(A)）群との組み合わせによる特定検定の範囲拡大は可能であるとの結論に至った。

範囲拡大により，同一器種の在庫削減など効率的な運用が可能となるが，従来の一般検定によるものと特定検定によるものが混在することになるので，適正計量を確保するため工事事業者を含めた関係者への周知や教育による徹底を確実にを行うことが肝要である。

なお，特定検定の運用において，変成器付電気計器と計器用変成器の任意の組み合わ

せによる総合誤差の分布を理想的に維持するため、変成器付電気計器の器差及び計器用変成器の合成誤差の分布実態について、定期的に調査を行い、関係者間で情報共有して管理していくことが必要と考える。

(参考)

電気計器技術課題等研究会 委員名簿

○ 本委員会

| | | |
|-----|-------|--|
| 委員長 | 山田 宏 | 日本電気計器検定所 検定管理部長 |
| 幹事 | 加曾利久夫 | 日本電気計器検定所 検定管理部 検定管理グループマネージャー |
| 委員 | 桐生 昭吾 | 武蔵工業大学 工学部 生体医工学科 教授 |
| | 渡辺 直行 | 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課 課長補佐 |
| | 中村 光一 | 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課 電気計器係長 |
| | 長谷川淳司 | 電気事業連合会 工務部 副長 |
| | 青木 徹 | 東京電力株式会社 販売営業本部 営業部 技術サービスグループ 副長 |
| | 牧 誠 | 東京電力株式会社 販売営業本部 営業部 技術サービスグループ 主任 |
| | 佐藤 彰芳 | 中部電力株式会社 販売本部 配電部 技術グループ 課長 (～H20.9) |
| | 武村 順三 | 中部電力株式会社 販売本部 配電部 技術グループ 副長 (H20.10～) |
| | 馬場 直之 | 中部電力株式会社 販売本部 配電部 架空配電グループ 副長 (H20.10～) |
| | 岩見 建一 | 関西電力株式会社 電力流通事業本部 ネットワーク技術高度化推進グループ マネージャー |
| | 福井 俊明 | 関西電力株式会社 電力流通事業本部 ネットワークお客さま技術グループ マネージャー (～H20.9) |
| | 大矢 宗樹 | 関西電力株式会社 電力流通事業本部 ネットワークお客さま技術グループ マネージャー (H20.10～) |
| | 藤井 達雄 | 三菱電機株式会社 福山製作所 計測制御製造部 計器設計担当部長 |
| | 弥栄 邦俊 | 株式会社東芝 電力流通・産業システム社 浜川崎工場 計器部 設計第一担当 課長 |
| | 鈴木 久 | 東光電気株式会社 計器事業本部 計器部 課長 (～H20.5) |
| | 松岡 正憲 | 東光電気株式会社 取締役 計器事業本部長 (H20.6～) |

| | | |
|-----|-------|--|
| | 諸橋 敏昭 | 東北計器工業株式会社 取締役 技術開発部長 |
| | 野口 泰弘 | 日本電気計器検定所 経営企画室 グループマネージャー |
| | 畠山 修 | 日本電気計器検定所 検定管理部 型式試験グループマネージャー |
| 事務局 | 原 徹 | 日本電気計器検定所 検定管理部 検定管理グループ アシスタントマネージャー |
| | 杉崎 充宏 | 日本電気計器検定所 検定管理部 型式試験グループ アシスタントマネージャー |

○ ワーキンググループ

| | | |
|------|-------|--|
| 主査 | 加曾利久夫 | 日本電気計器検定所 検定管理部 検定管理グループマネージャー |
| 委員 | 長谷川淳司 | 電気事業連合会 工務部 副長 |
| | 青木 徹 | 東京電力株式会社 販売営業本部 営業部 技術サービスグループ 副長 |
| | 武村 順三 | 中部電力株式会社 販売本部 配電部 技術グループ 副長 |
| | 福井 俊明 | 関西電力株式会社 電力流通事業本部 ネットワークお客さま技術グループ マネージャー (～H20.9) |
| | 大矢 宗樹 | 関西電力株式会社 電力流通事業本部 ネットワークお客さま技術グループ マネージャー (H20.10～) |
| | 藤井 達雄 | 三菱電機株式会社 福山製作所 計測制御製造部 計器設計担当部長 |
| | 弥栄 邦俊 | 株式会社東芝 電力流通・産業システム社 浜川崎工場 計器部 設計第一担当 課長 |
| | 鈴木 久 | 東光電気株式会社 計器事業本部 計器部 課長 (～H20.5) |
| | 松岡 正憲 | 東光電気株式会社 取締役 計器事業本部長 (H20.6～) |
| | 諸橋 敏昭 | 東北計器工業株式会社 取締役 技術開発部長 |
| | 野口 泰弘 | 日本電気計器検定所 経営企画室 グループマネージャー |
| | 畠山 修 | 日本電気計器検定所 検定管理部 型式試験グループマネージャー |
| 臨時委員 | 浮田 和隆 | 東光電気株式会社 電力機器事業本部 機器製造部 静止機器設計グループ マネージャー |

川村 秀明 大崎電気工業株式会社 生産本部
生産技術部 設計課 副課長
長谷川信行 日本電気計器検定所 検定部 変成器付計器グループ
事務局 原 徹 日本電気計器検定所 検定管理部
検定管理グループ アシスタントマネージャー